

令和2年1月8日

各 位

東京都防水工事業協会

令和2年度前期防水施工1作業技能検定試験受検希望者調査の件
(改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業)

今年度の“改質アスファルトシート常温粘着工法”前期1作業の技能検定実技試験は、当協会が実施いたします。

つきましては、受検資格表を熟読の上、貴社所属の受検希望者を確認し、取り纏めてから(別添1)の予備調査表に記入し、来る2月14日(金)必着で、FAXにてご回答くださるようお願い申し上げます。

なお、正式の受検申請手続きのご案内は、受検希望者が所属する貴社宛に改めて(3月上旬頃)ご送付いたします。

*日程の都合上人数制限を行う可能性がありますので、出来る限り正確な情報提供をお願いいたします。

記

1. 実施日程

- (1) 実技試験の実施 令和2年7月上旬の予定です。
- (2) 学科試験の実施 令和2年8月の予定です。

2. 受検資格

裏面の通り

3. 補足事項

(1) 学科試験

既に学科試験に合格されている方は、次年度以降の学科試験は免除となります。
また、当該作業名以外の防水工事作業で、1・2級の学科試験に合格している方は、それぞれの級の学科試験が免除となります。
申請時に間違いのないように注意して下さい。

(2) 実技試験

試験会場の設営準備の都合等の関係上、受検希望者本人の意思をしっかりと確認して、正確な人数をご記入下さい。

(3) 受検写真の準備

正式な申請書に添付する写真は2枚(実技免除、学科のみの方は1枚)必要ですので、お早目に準備して置いて下さい。(写真の大きさは、たて5cm×よこ4cm)

- (4) ご不明の点がございましたら、協会事務局(TEL: 03-5833-2780)までお問合せ下さい。

以上

技能検定の受検に必要な実務経験年数一覧

(単位 年)

受 検 対 象 者 (※1)		特級	1 級		2 級		3 級 (※7)	基礎 1 級 (※7)	基礎 2 級 (※7)	単一 等級			
		1 級 合格 後	2 級 合格 後	3 級 合格 後	3 級 合格 後								
実務経験のみ		5	7	2	4	2	0	0 ※8	0 ※8	0 ※8	3		
専門高校卒業 ※2 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業			6			0		0	0	0	1		
短大・高専・高校専攻科卒業※2 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業			5			0		0	0	0	0		
大学卒業※2 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業			4			0		0	0	0	0		
専修学校※3 又は 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800h以上		6			0		0 ※9	0 ※9	0 ※9	1		
	1600h以上		5			0		0 ※9	0 ※9	0 ※9	1		
	3200h以上		4			0		0 ※9	0 ※9	0 ※9	0		
短期課程の普通職業訓練修了※4	700h以上		6			0		0 ※6	0 ※6	0 ※6	1		
普通課程の普通職業訓練修了※4	2800h未満		5			0		0	0	0	1		
	2800h以上		4			0		0	0	0	0		
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※4			3			1		2	0	0	0	0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了			1			0		0	0	0	0		
長期課程又は短期養成課程の指導員訓練修了		1 ※5		0 ※5	0	0	0	0					
職業訓練指導員免許取得		1		—	—	—	—	—	0				
長期養成課程の指導員訓練修了		0		—	—	—	—	—	0				

- ※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。
- ※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。・・・(イ)
- ※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- ※4：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 53 年法律第 40 号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 67 号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練（いずれも 800 時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- ※5：短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める審査）に合格しているものに限る。
- ※6：総訓練時間が 700 時間未満のものを含む。
- ※7：3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。
- ※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
- ※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

令和2年度前期防水施工技能検定試験受検者調査表

令和2年 月 日

東京都防水工事業協会 御中

住所：〒
会社名：
担当者名：
TEL：
FAX：

区 分			1 級	2 級	計
粘着工法	A甲	実技・学科とも受検			
	B	実技免除 学科のみ受検			
	C	学科免除 実技のみ受検			
	D	実技・学科とも免除			
合 計					

*この受験希望調査に受検申請のない場合は、正式な受検申請書をご送付できませんので予めご承知下さい。

都防協FAXNo.：03-5833-2781